

維持管理上の基準に関する計画書（一般廃棄物の最終処分場）	
最終処分場の維持管理の技術上の基準	
項 目	管 理 の 方 法
廃棄物の飛散流出防止措置の実施	埋立地周囲には防潮壁、飛散防止フェンスを配置する。 廃棄物の飛散を防止するために、搬入時に廃棄物に対し散水を行い、飛散性を抑える。陸地化後は埋立地に搬入された日のうちに廃棄物に薄層被覆を施す。必要に応じて散水等を実施する。（作業日）
悪臭飛散防止措置の実施	陸地化後は、廃棄物からの悪臭の発散を防止するために、即日覆土（薄層被覆）を行う。（作業日） 防臭剤散布の準備もする。
火災予防措置	消火器、散水車等による消火、防火用水は港湾の海水を活用する。 陸地化後は、薄層被覆を実施する。（作業日） 消火用に活用できる覆土材を用意する。（点検月 1 回実施）
ねずみ及び害虫の発生防止措置	薬剤を準備し、必要に応じて散布する。（発生時） 害虫の発生を防止するために、陸地化後は、薄層被覆を行う。（作業日）
埋立地周囲の囲い点検の実施	処分場周囲に H=2.4～2.5m の高さでフェンスを設置している。点検は、フェンスの破損チェックを巡回点検により実施する。（年 2 回）
立札等の表示設備点検の実施	立札等の破損チェックを巡回点検により実施する。（年 2 回）
擁壁等の点検の実施	埋立地周囲を定期的に目視による破損等のチェックを巡回点検により実施する。（年 2 回）
遮水工の点検の実施	遮水工である鋼矢板等の損傷の有無を目視できる範囲で目視点検を行う。（年 2 回） 周縁地下水、海域の水質測定を行う。（項目により月 1 回から年 2 回）
上記点検により異常が認められた場合の措置	損傷が認められた場合は、損傷箇所の補修を行う。
周縁地下水の水質検査の実施	地下水等の水質検査は、観測井 2 箇所、海域 1 箇所で以下の項目、頻度で行い、記録する。 電気伝導率 月 1 回以上 基準省令別表第 2 の項目 年 1 回以上 ダイオキシン類 年 2 回以上 詳細は、添付資料 2「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 2 項各号に掲げる事項を記載した書類」（補足資料②維持管理計画、P7）のとおり。

項 目	管 理 の 方 法										
上記点検により水質悪化が認められた際の原因調査及び生活環境保全上の措置	定期測定により、異常が認められた場合には、速やかに、地下水等の検査項目についても測定し、記録する。原因を調査し、浸出水の漏水箇所等の補修を行う。										
雨水の流入防止設備の点検の実施	雨水排水溝については、土砂等の堆積を常時確認し、除去が必要な場合は速やかに除去する。(年 2 回)										
調整池の点検	調整池はないため、当項は該当しない。										
上記点検により異常が認められた場合の措置	損傷が認められた場合は、損傷箇所の補修を行う。										
浸出水処理設備の維持管理方法	放流水の水質が、名古屋市下水道排水の水質基準に適合するよう維持管理を行うとともに、以下の値を達成するものとする。 <table border="1"> <tr> <th>項 目</th><th>管 理 値</th></tr> <tr> <td>pH</td><td>5～9</td></tr> <tr> <td>SS</td><td>60mg/ℓ</td></tr> <tr> <td>As</td><td>0.1mg/ℓ</td></tr> <tr> <td>その他有害物質</td><td>基準値以下</td></tr> </table>	項 目	管 理 値	pH	5～9	SS	60mg/ℓ	As	0.1mg/ℓ	その他有害物質	基準値以下
項 目	管 理 値										
pH	5～9										
SS	60mg/ℓ										
As	0.1mg/ℓ										
その他有害物質	基準値以下										
浸出水処理設備の機能検査の実施	毎日、監視通報装置により異常の有無を確認するとともに、運転日報をプリントし保管する。 また、浸出水処理（除害）施設点検要領に従い、項目により週 3 回から年 1 回の点検を実施し、浸出水処理設備の機能が確保されているか確認する。										
上記点検により異常が認められた場合の措置	浸出水処理設備の機能に異常を認めた場合は、速やかに必要な措置を講ずる。										
放流水の水質検査の測定・記録	放流水の水質検査を、項目により、「常時、2 回/月、1 回/3 月、1 回/6 月、1 回/年」以上測定し、かつ記録する。 詳細は、添付資料 2「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 2 項各号に掲げる事項を記載した書類」（補足資料②維持管理計画、P7）のとおり。										
開渠その他の機能維持のための土砂等除去	雨水排水溝については、土砂等の堆積を常時確認し、除去が必要な場合は速やかに除去する。										
ガス排除のための通気装置	埋立物は、有機物をほとんど含まない焼却残渣であるため、ガスは発生しないと想定しており、通気装置は設置しない。										

項 目		管 理 の 方 法
維持管理に関する点検、検査簿の取り扱い		施設管理の各種点検・検査は、「基準省令（維持管理基準）に基づく維持管理計画」に従い行い、設備毎や時系列的に、処分場の各種点検、検査その他の措置（応急の措置を含む）等の記録を作成する。 （(2)点検記録様式による） これらの処分場の各種点検、検査等の記録は、処分場が廃止されるまで保存する。 維持管理情報は、ホームページ上で公開するとともに、「名古屋市廃棄物処理施設維持管理の記録・閲覧に関する事務取扱要領」に基づき情報提供を行う。
埋 立 処 分 計 画		
埋立前の遮水工の覆い		遮水工は、鋼矢板＋底面遮水工であり、埋立前の遮水工の覆いはないため、当項は該当しない。
埋 立	工 法	片押し工法（海面埋立時）で、東側護岸より埋め立てる。 ブルドーザなどによる薄層埋立（陸地化後） 詳細は、添付資料2「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類」（補足資料③埋立計画、P3）のとおり。
	工 程	搬入→計量（トラックスケール）→散水による加湿→埋立（ダンピング）（陸地化後）→敷均・締固め→覆土
覆土の確保計画		陸地化後の日々の薄層被膜には、覆土代替材を用いる。 最終覆土には、良質な建設残土、発生土、購入土等を確保し対応する。
搬入物の管理		搬入される廃棄物は、市内の清掃工場からの残渣等であり、基本的に不適物の混入はない。しかし、搬入車両等の確認を行うことで埋立不適物の持ち込みを防止する。
使用機械と作業時間		使用機械：ダンプトラック、ブルドーザなど 作業時間： 9:00～17:00

埋 立 処 分 計 画	
埋立処分終了の閉鎖方法	最終覆土を実施し開口部を閉鎖する。なお、覆土厚は、覆土の損壊防止効果を考慮し、 $t=1.0\text{m}$ とする また、表面排水を考慮して排水勾配を設定し施工を行う。
跡地利用計画	埋立終了後に生じた土地については、名古屋港管理組合の所有となり、最終覆土後、本組合によって緑地として整備される計画である。
災害防止のための計画	
廃棄物の飛散及び流出の防止	本処分場においては、廃棄物の飛散を防止するために、埋立地周囲に飛散防止柵を設置する。また、搬入時の廃棄物計量後、門形散水装置によりトラックに積載されている廃棄物に散水を行い、飛散性を抑える。 さらに、陸地化後は、1日の埋立作業が終了した後、覆土代替材による薄層被膜を行う。 埋立地周囲には防潮壁をN P 6.0mの高さで配置し、伊勢湾台風相当の高潮に対しても廃棄物の流出を防止できる対策を実施する。
公共の水域及び地下水の汚染防止	汚染防止のため、基準省令に従い埋立地の遮水を以下のとおり行う。 ① 基準省令に適合した地下の不透水性層と、周囲の鋼矢板による鉛直遮水を行う。 ② 鋼矢板の継手部に、ジャケット式モルタル、膨潤性遮水材等を充填する事によって遮水を行うとともに、継手周囲に変形追従性遮水材を施工し、二重の遮水を行う。
火災の発生の防止	本処分場の埋立物は焼却灰等で腐敗性や有機性の廃棄物ではないので、廃棄物の生物分解等によるガス発生はなく、廃棄物を起因とした火災は発生しない。そのため、火災防止の対象となるのは原則として管理施設であり、以下の対策を講ずる。 ① 消火器、ポンプ等の消火設備を配置。防火用水は港湾の海水を活用する。 ② 消火用に活用するため、陸地化後は覆土材を埋立地内に保管する。 ③ 埋立地内で火災が発生した場合、消火設備、散水車、ブルドーザーなどによる消火を行う。
その他災害防止に関する事項	(1)大雨（高潮）に関する事項 名古屋市地防災計画に基づき、休日、夜間等においても職員の配置を行い対応する。想定される災害は、高潮の発生に伴う廃棄物の流出である。本処分場は、N P 4.3mに建設されるが、埋立地周囲の防潮壁の高さはN P 6.0mと、伊勢湾台風時の高潮に耐える構造となっている。台風の接近等は天気予報で事前に把握し、高潮の恐れがある場合は、防潮壁のゲートの閉鎖を確認し、想定される災害に対応する事と

	する。浸出水処理施設は、鉄筋コンクリート造の２階建て、１階の薬品室のドアは密閉性の高いドアを設置し防水対策を施しており、管理施設敷地部が浸水した場合においても対応が可能であり、非常時は２階電気室を使用し、職員が現地に待機する。また、名古屋市域に警報（大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害）、暴風警報、洪水警報、高潮警報、暴風雪警報）の１以上が発表され、処分場に非常配備が発令された場合は、点検を実施する。 (2) 暴風に関する事項 強風時の基準として、風速 16m/ s（強風注意報（海上））とし、現地で風速計を設置し、この基準値以上の風速時には、廃棄物の投入を行わない。 (3) 地震に関する事項 大雨（高潮）時同様、名古屋市地域防災計画に基づき職員の配置を行い対応する。また、名古屋市港区に震度 3 及び 4（気象台発表）の地震が観測された場合は始業前に、震度 5 弱以上の地震が観測された場合は即時点検を実施する。さらに、伊勢、三河湾に津波警報、大津波警報が発表された場合については、警報解除後に点検を行うものとする。
災害発生時の 応急処理体制	大雨（高潮）、地震等の災害発生時に、処分場に非常配備が発令された場合は、名古屋市地域防災計画に基づき、休日、夜間等においても職員の配置を行い対応する。